

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 26 年 7 月 1 日

収支等命令者

佐賀県統括本部情報・業務改革課長 寺 島 克 敏

1 競争入札に付する事項

- (1) 賃貸借物品の名称及び数量 仮想デスクトップ環境機器 1 式
- (2) 賃貸借内容 入札説明書のとおり
- (3) 賃貸借期間 平成 26 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日まで

2 入札参加者の資格に関する事項

この入札に参加できる者は、(1)又は(2)に掲げる要件を全て満たす単独企業又は共同企業体のうち、入札参加資格を有すると認められた者とする。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

(1) 単独企業の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

エ 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。

オ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

- (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

カ 共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 全ての構成員により、以下の事項を規定した協定を締結していること。

- (ア) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ウ) 構成員の住所及び氏名
- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資の割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関

- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ク) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行途中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任及びその他必要な事項

イ 共同企業体の構成員数は5社以内であること。

ウ 全ての構成員が、構成員数による均等割の15パーセント以上の出資比率を有すること。

エ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

オ 全ての構成員が、他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 全ての構成員が、(1)のアからオまでの要件を全て満たすこと。

キ 共同企業体の構成員が協同組合の場合、当該協同組合の組合員は、単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

(3) 共同企業体の存続期間は以下のとおりとすること。

ア 本賃貸借契約の相手方となった者

本賃貸借契約の履行後3か月を経過する日まで

イ 本賃貸借契約の相手方とならなかった者

本賃貸借契約の相手方が確定する日まで

### 3 入札手続に関する事項

(1) 担当課

佐賀県統括本部情報・業務改革課最先端電子県庁担当（新行政棟5階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7038

F A X 番号 0952-25-7299

電子メールアドレス jouhou-kaikaku@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成 26 年 7 月 1 日（火）から同月 24 日（木）まで佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書類を、(1)まで郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

イ 提出期限 平成 26 年 7 月 24 日（木）午後 5 時

ウ 競争入札参加資格の審査

(ア) 提出された書類を担当課で審査した結果、入札参加資格を有すると認められる者を入札の参加者（以下「入札者」という。）とする。

(イ) 競争入札参加資格の確認結果は、平成 26 年 7 月 31 日（木）までに通知する。

(ウ) 通知の結果、参加資格がないと認められた者は、その理由の開示を平成 26 年 8 月 4 日（月）までに(1)の担当課に書面で請求することができる。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次のいずれかの場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実

があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の役員等が、2の(1)のオのいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(1)のオの(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ その他本件賃貸借契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年8月12日(火)午後1時

イ 場所

佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟2階 記者会見室

ウ 入札方法

持参又は郵送によること。

なお、郵送の場合は書留郵便によることとし、平成26年8月11日(月)午後5時までに必着とする。

(6) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)第103条第1項の規定に基づき、見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納入すること。ただし、規則第103条第3項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

契約締結の際に、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、規則第115条第3項各号のいずれかに該当するときは納付を免除する。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

- ア 参加する資格のない者
- イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者
- ウ 当該競争について不正行為を行った者
- エ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- オ 入札保証金が(6)のアに規定する金額に達しない者
- カ 1人で2以上の入札をした者
- キ 代理人でその資格のないもの
- ク 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(8) 入札方法に関する事項

入札金額は、本貸借に係る貸借料の総額で行うこと。

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の108を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望額に108分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

(9) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることはできない。

(10) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は、入札者の負担となる。

(11) 落札者の決定方法

ア 本調達契約にあっては最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出した者であって予定価格の108分の100を乗じて得た額の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札の執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(12) 再度入札に関する事項

各人の入札のうち予定価格に108分の100を乗じて得た額の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

再度入札は3回までとし、再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

(13) 契約条項を示す場所

(1)に同じ

4 その他

(1) 入札及び契約の手続並びに契約の履行に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。
- (6) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、規則及び佐賀県特定調達契約規則（平成 7 年佐賀県規則第 64 号）の定めるところによる。
- (7) この調達契約は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 5 Summary

### (1) Subject Matter of the Contract:

Lease of equipment of Saga Pref. file server Infrastructures.

### (2) Fulfillment Period:

From day of the contract to September 30, 2019

### (3) Tender Description Access:

Download from the Saga Prefecture website at

<http://www.pref.saga.lg.jp/> ( Available from Tuesday, July 1, 2014 to Thursday, July 24, 2014 ) .

### (4) Date and time for the opening bids and tenders:

The meeting for tenders will begin promptly at 10:00 a.m. on Tuesday, August 12, 2014.

Bring tenders with you or send it by mail. If sending by mail, tenders must be sent by registered post and received by 5:00 p.m. on Monday, August 11, 2014.

(5) Contact information:

Information Technology & Operation Improvement Division

General Management Headquarters

Saga Prefectural Government

1-1-59 Jonai, Saga City, Saga Prefecture, 840-8570, Japan

Tel:0952-25-7038 Fax:0952-25-7299